

○厚生労働省告示第三百八十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年十一月二十五日から適用する。

令和三年十一月二十四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。



（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

別表		薬剂	番号
(略)			
20	ボルネゾミンゾ (当該薬剂の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の變更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	3575	3212及び3214

別表		薬剂	番号
(略)			
20	ボルネゾミンゾ (当該薬剂の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の變更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	3575	

(略)	ボサコナゾール（錠剤に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年1月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1692から1694まで、 1698、3512、3521、 3531、3534、3537から 3539まで、3548、 3563から3566まで、 3569、3572、3576、 3578、3580、3584、 3586、3973及び3977
	ボサコナゾール（注射薬に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年1月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1694から1696まで、 1699、1700、3513、 3514、3517、 3522から3524まで、 3532、3535、 3538から3542まで、 3550から3555まで、 3564から3566まで、 3571から3573まで、 3577から3579まで、 3581から3583まで、 3588から3590まで、 3975及び3981
40	ボサコナゾール（錠剤に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に ついて承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3979
	ボサコナゾール（注射薬に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に ついて承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2181から2183まで及び 3979から3981まで

(略)	ボサコナゾール（錠剤に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年1月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1692から1694まで、 1698、3512、3521、 3531、3534、3537から 3539まで、3548、 3563から3566まで、 3569、3572、3576、 3578、3580、3584、 3586、3973及び3977
	ボサコナゾール（注射薬に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年1月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1694から1696まで、 1699、1700、3513、 3514、3517、 3522から3524まで、 3532、3535、 3538から3542まで、 3550から3555まで、 3564から3566まで、 3571から3573まで、 3577から3579まで、 3581から3583まで、 3588から3590まで、 3975及び3981
40	ボサコナゾール（注射薬に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年1月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3979
	ボサコナゾール（注射薬に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に ついて承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2181から2183まで及び 3979から3981まで

(略)		
95	<p>ダラツムマゾ (遺伝子組換え) ・ボルヒアルロニダーゼ アルフエ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)) に係るものに限る。)</p> <p>ダラツムマゾ (遺伝子組換え) ・ボルヒアルロニダーゼ アルフエ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)) に係るものに限る。)</p>	3575  3212及び3214
(略)		
99	<p>ウバダシチニゾ水和物 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)) に係るものに限る。)</p> <p>ウバダシチニゾ水和物 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)) に係るものに限る。)</p>	3072  3061

(略)		
95	<p>ダラツムマゾ (遺伝子組換え) ・ボルヒアルロニダーゼ アルフエ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)) に係るものに限る。)</p>	3575
(略)		
99	<p>ウバダシチニゾ水和物 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年5月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)) に係るものに限る。)</p>	3072



118	ソープジタン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年1月22日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3180及び3182	(新設)	(新設)	(新設)
119	アバルグルコシダーゼ アルプア（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3198	(新設)	(新設)	(新設)
120	エンホルツラズ ベドチン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3248、3249、3252、 3255、3258、3259、 3263、3266、3267及び 3271	(新設)	(新設)	(新設)
121	3-γ-トベンジルグレアニジン <sup>(131I)</sup> （当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3131、3133、3167及び 3171	(新設)	(新設)	(新設)
122	ダルバストロセル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2704から2714まで	(新設)	(新設)	(新設)